

掲示期間 9.3-9.12

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年9月3日

新潟市選挙管理委員会

委員長 藤田 隆

新潟市選挙管理委員会訓令第6号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（昭和53年新潟市選挙管理委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 白山コミュニティハウスの項の次に次のように加える。

山潟コミュニティ ハウス	新潟市中央区山二ツ 1番地5	ホール1、ホール2及 び会議室1	198.74
-----------------	-------------------	---------------------	--------

附 則

この規程は、令和6年9月3日から施行する。